

# 【暮らしに役立つ法律問題・第3回(離婚)】

弁護士 柳沢 賢二

## 一、序論

皆さんの身の回り（本人のみならず、御子息、友人、従業員等）で離婚の問題が発生したとき、離婚をどのように進めていったらいいのか、離婚の際にどのようなことが問題になるのかなど良く分からず、戸惑われる場合が多いと思います。

そこで、今回は、離婚について、離婚の手続き、離婚の際に問題になる事項について簡単にお話をさせていただきたいと思います。

## 二、離婚の手続き

まず、離婚をするためには、どのような手続きがあるかについてご説明させていただきます。

離婚の手続きとしては、①協議離婚、②調停離婚、③裁判離婚の3つの手続きがあります。

### 1. 協議離婚

まず、夫婦間で離婚の話し合いの可能性があるときは、協議離婚を試みることになります。

そして、協議の結果、双方が離婚に同意すれば、特に離婚の明確な理由がなくても離婚届を役所に提出することで離婚ができます。

また、協議離婚の際に、養育費、慰謝料等の離婚条件の合意に至った場合は、離婚届とともに当事者間で合意書を作成するのが通常です。その際、相手方が約束を守らなかった場合に直ちに強制執行（給料の差押え等）ができるように、公証役場で公正証書を作成しておくと便利です。

### 2. 調停離婚

次に、夫婦間で離婚の話し合いが難しいケース（DV等）や協議離婚では同意に至らなかった場合は、家庭裁判所に離婚調停の申し立てをすることになります。

離婚の場合は、調停前置主義が採用され、裁判の前に必ず家庭裁判所に調停の手続きをとることが必要です。

調停離婚では、家庭裁判所で調停委員が間にに入って、離婚の話し合いをすることになります。家庭裁判所の調停の場で離婚調停の合意に達すれば、特に離婚理由がなくても調停離婚は成立します。

調停が成立すれば、調停には判決の同様の効力がありますので、離婚調停の中で慰謝料、養育費の支払いの合意事項があり相手方が養育費、慰謝料等の支払いをしなかった場合は、直ちに相手方の財産に強制執行（給与の差し押さえ等）をすることができます。

### 3. 離婚裁判

協議離婚、調停離婚で離婚の合意に至らなかった場合は、離婚の裁判を家庭裁判所に提起することになります。

この場合、①不貞行為（浮気）、②悪意の遺棄、③3年以上の生死不明、④強度の精神病、⑤婚姻を継続し難い重大な事由の法律で定められた離婚原因が認められない限り、離婚が認められません（民法770条1項）。

⑥婚姻を継続し難い重大な事由の典型例として、暴力（DV）、無職・借金等による生活能力の欠如、長期間の別居などです。

離婚事由として夫婦間の性格の不一致がよく主張されますが、性格の不一致というだけでは簡単に離婚は認められません。

また、浮気をしたなど離婚に責任がある者（有責配偶者）からの離婚請求は原則として認められず、別居期間が長期間に及び、夫婦間に未成熟の子が存在しないなど例外的な場合に限って離婚が認められます（最高裁昭和62年9月2日判決）。

## 三、離婚で問題となる事項

次に、離婚の際に問題になる事項について、簡単にご説明させていただきます。

### 1. 慰謝料

相手方の一方的な原因（浮気、暴力等）によって離婚に至り精神的苦痛を被った場合は、慰謝料請求が認められます。

慰謝料請求の金額は、内容等によって幅はありますが、裁判での相場は概ね金200万円から300万円前後が一般的です。

また、浮気の事案では、第三者である配偶者の浮気相手に対しても別途損害賠償請求を求めるすることができます。賠償金額については、不貞期間、回数等によって幅はありますが、100万円から200万円程度が一般的です。

### 2. 財産分与

結婚生活中に築いた財産があるときは、離婚に際して財産の分与が問題になります（民法768条）。もし、結婚生活間に築いた財産が莫大であれば、それだけ財産分与の金額も大きくなります。逆に婚姻生活で残った財産が特になれば、財産分与はゼロということになります。

一般的に財産分与の取り分は、2分の1ずつとされています。

財産分与の対象となるのは、婚姻期間中に夫婦で築いた財産のみが対象になりますので、独身時代からの財産や、親から相続で取得した財産は財産分与の対象にはなりません。

また、平成19年4月からは年金分割制度が施行されましたので、婚姻期間中の厚生年金・共済年金も2分の1の範囲で分割されることになりました。

### 3. 親権者の指定及び養育費

離婚時に、未成年のお子さんが居るときは、誰が親権者になるか、養育費の支払いが問題になります。

#### (一) 親権者

親権者については、当事者間で親権者を誰にするのか合意ができれば自由に定められます。

双方が親権を主張した場合は、小さいお子さんの場合は圧倒的に母親が優位で、母親が親権を獲得するのが通常です。

お子さんが小学校高学年以上の場合は、家庭裁判所で子供の意向を確認したり、その他の環境的な要因等を含めて、父親が親権を獲得できる場合もあります。

#### (二) 養育費

養育費の支払期間については、一般的には20歳迄ですが、18歳迄とか、大学卒業時迄と定められる場合もあります。

養育費の金額は、双方の収入、支出、子供の数等を含めて総合的に判断されるので、ケースバイケースで幅はありますが、一般的な家庭の年収等の場合は、子供1人当たり月額3万円～7万円程度の範囲が一般的と考えます。

## 四、最後に

離婚の手続き、離婚で問題となる事項（慰謝料、財産分与、親権者の指定、養育費）等について簡単に説明をさせていただきましたが、実際の離婚紛争では、具体的にどのタイミングで、どのように離婚の手続きを進めるべきなのか個々に難しい判断が迫られますので、事前に弁護士等に相談して手続きを進めるべきと考えます。

そして、当事者間で離婚協議が円滑に成立するのが難しい事案については、弁護士等を代理人として選任したうえで、離婚問題について対応をすべきと考えます。

以上